# 三井物産環境基金 2013年度 活動助成 募集要項

2013 年 4 月 三井物産株式会社

## 目 次

はじめに	1
1. 応募資格	2
2. 助成対象案件	2
2.1 活動助成の基本的な考え方	2
2.2 対象課題	4
2.3 対象地域	4
2.4 選定基準	4
2.5 非対象案件	5
3. 助成期間	5
4. 助成金	5
4.11件あたりの助成金額	5
4.2 助成の対象となる費用	5
4.3 助成の対象とならない費用	6
4.4 自己資金比率	6
4.5 助成金支払い時期	6
5. 報告の義務	7
5.1 進捗報告	7
5.2 会計報告	7
5.3 最終報告	7
5.4 現地訪問	7
6. その他	7
6.1 助成契約の締結	7
6.2 成果の公表	7
6.3 助成を受ける団体の成果等の公表	7
6.4 中間支援	8
6.5 助成団体交流会	8
7. 選定方法	8
7.1 選定プロセス	8
7.2 選定結果の通知・開示	8
7.3 助成終了後に再申請された案件の選定	8
8. 応募手続き	9
8.1 応募締切	9
8.2 申請書類	9
8.3 申請書類に関する注意事項1	.0
8.4 申請書類の提出先1	.0
8.5 お問い合わせ先1	.0
8.6 個人情報の取り扱い1	.0

## はじめに

当社は2005年より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会の構築に貢献する様々な案件を支援してきました。具体的には、環境貢献活動を対象とした「活動助成」、及び研究を対象とした「研究助成」の2つのプログラムを通じ助成を行っています。更に2011年度からは、東日本大震災による未曾有の被害に鑑み、地震・津波によって発生した様々な環境問題を改善・解決し、持続可能な社会の再生を目指す、復興への取り組みに対し活動助成及び研究助成の双方のプログラムで助成を行っています。

震災から2年を経ましたが、復興への取り組みが引き続き必要であることは明らかです。その取り組みは、緊急支援的な段階から、より中長期的な支援が必要とされる段階へと変化を見せています。三井物産環境基金では、これまで「復興助成」として、その他環境分野の活動・研究を行う「一般助成」と区分して復興への取り組みに対する助成案件を募集してきました。しかし、2013年度はその区分をなくし、「復興に資する活動」案件を環境基金助成対象の活動分野と同等に重要な活動とあらためて位置付け、その他の環境分野の活動・研究案件と共に、継続して復興への取り組み案件の募集を行うことにいたしました。これは、今後も中長期的な支援が必要とされる復興への取り組みを、期間を区切ったり、「復興助成」という特別なものとしてとらえるのではなく、環境基金が対象としている活動分野とともに重要なテーマとして、助成を継続的に行っていくことを明確に示すためです。案件選定にあたっては、当該案件が地球環境問題の解決や持続可能社会の実現に高く貢献すること(社会への高い貢献性)、または被災地のニーズに根差して復興を力強く後押しすること、を特に重視します。また複数団体が連携協働する案件を重視すること、特に海外案件については現地に高いニーズがあり、さらに現地に有力なパートナーを有すること、を選定条件として明確にしています。

2013 年度活動助成の募集に、復興への取り組みを含めたさまざまな活動に取り組んでいらっしゃる皆様の、積極的なご応募をお待ちしています。

## 1. 応募資格

日本国内に拠点を持つ、下記①~③のすべてに該当する団体を対象とします。なお、別途事務局が推薦する団体等については、この限りではありません。

- ① 特定非営利活動法人 (NPO 法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法法人、大学\*、高等専門学校\*。
  - ※ 但し、大学、高等専門学校の場合は、本業である研究・教育以外で NPO 等との協働による社会貢献活動が対象。(大学、高等専門学校の研究は当基金の「研究助成」で募集)。
- ② 活動実績が3年以上の団体(実績が3年以上あれば、法人格取得後3年未満でも可)。なお、復興案件(2.1参照)の場合にはこの限りではありません。
- ③ 電子メールおよびインターネットの使用が可能で、かつエクセル及びワードで申請書を作成可能な団体。

申請は、申請代表者が所属する団体からとし、当該団体の上長(契約権限を有する方、例えば、NPO 法人等の場合は理事長等、大学の場合は学部長、学長等)の承諾を得ていることを条件とします。また、大学、高等専門学校に関しては、申請代表者は当該団体に所属する職員の方とします。

## 2. 助成対象案件

#### 2.1 活動助成の基本的な考え方

本基金は、地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する様々な「実践的な活動」 を対象としています。なお、本基金における「実践的な活動」には、東日本大震災の被災 によって発生した環境問題の改善・解決、及び被災した地域における、地球環境に配慮し た持続可能な社会の復興・再生を行う活動(復興案件)も含みます。

本基金における環境活動の捉え方、及び活動助成設定の基本的な視点等については、「案件選定委員からのメッセージ」をご参照ください。

#### <案件選定委員からのメッセージ>

案件選定委員が集まり、2013 年度の三井物産環境基金による活動助成の方向性を議論 致しました。

環境基金ではこれまで、何らかの環境問題の解決に貢献する活動に対して助成を行ってきましたが、環境が人と自然の関係であり、問題の解決には、物的な側面での解決だけでなく、社会のあり方やものの見方を変えるといった解決法等もあり、多面的なアプローチによって、真の解決を目指してほしいと考えています。

問題解決を目指すには、先ずは、問題の発見が必要です。環境問題はナマモノと言われるように、鮮度がある程度重要です。言い換えれば、その時々で、継続的に問題を発見し続けていく必要があると思います。これまでも、このような意識で日本全体や世界の状況を見回すことが必須であると指摘してきましたが、その一方でナマモノのである環境問題のもととなる「環境」のとらえ方自体も、時代と共に変化を見せていることも踏まえねばなりません。「環境」は持続可能な社会、言い換えれば人間の生存にかかわるすべての問題、であり、問題の解決は、地球と人類の未来を考え、変えていくことにほかなりません。環境基金でも、課題を的確に見据え持続可能な社会の構築に役立つことをめざし、今後はこれまでの7つの対象分野でしめされた「環境」のとらえ方については見直していくことも必要と考えており、柔軟に対応していきたいと思っています。

なお、「はじめに」で記述しましたように、2013 年度からは復興助成を従来からの環境7分野における課題として融合的に扱うこととしました。これは、震災復興にかかる課題を、例えば「G 持続可能社会…」といったより長期的で広い視点からの環境課題として捉え継続的に活動を進めて頂きたい、という趣旨からです。

このように新鮮な目で見て何か問題の発見ができたのであれば、次に考えるべきことは、どのような活動を行うことによって、どのような解決が期待できるのか、そのストーリー創りです。何がコアとなるコンセプトなのか。どのような社会的インパクトを与えることができるのか。今後、新しい発想によって活動の範囲を拡大することを目指す団体も、解決を提案し、実行する能力があるのであれば、これまで長く活動を続けてきた実績のある団体と共に助成の対象としていきたいと考えています。

さらに、一つの団体だけでは、対応できる範囲が限られる場合もあるでしょう。その際、いくつかの団体をまとめて一つの活動を行うには、様々な限界を乗り越える必要があります。そのため、本基金では、助成先の間の情報共有やネットワーク作りを促進することや、助成期間中の中間支援なども、活動助成の成果を高めるための重要な支援として行っています。

したがって、良いアイディアがあり、活動のコアになる熱意のある人々が揃っていれば、 まずは申請を出していただきたいと思います。アイディアが優れていて、熱意が認められ れば、専門家や他の助成先からのアドバイスやサポートを受けられるような体制を整備し て支援して行きたいと思っています。皆様からの応募をお待ちしています。

#### 2.2 対象課題

活動助成の対象は、申請者が主体的に取り組む地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する「実践的な活動」で、下記活動分野に係わるものとします。(必ずしも下記の全ての分野の案件が選定されるとは限りません。)

- A. 地球気候変動問題
- B. 水産資源の保護・食料確保
- C. 表土の保全・森林の保護
- D. エネルギー問題
- E. 水資源の保全
- F. 生物多様性及び生態系の保全

及び

G. 持続可能な社会の構築

#### 2.3 対象地域

活動地域は日本国内、及び海外いずれも対象とします。

#### 2.4 選定基準

以下の基準に基づき評価・選定を行います。

① 地球環境問題の解決および持続可能な社会への貢献度(活動テーマ設定の妥当性、 有効性):

問題解決型の活動であること。地球環境問題の現状、課題等に鑑み、適切、効果的な活動テーマ設定等がなされていること。どのような社会的インパクトをもたらすか、イメージが具体的で明確なこと。

② 複数団体の連携・協働:

活動の成果を高めるため、1団体による単独の活動よりも複数の団体や、大学、高等専門学校などの専門機関とNPOが連携・協働する案件を重視します。

③ 活動地域のコミュニティ・組織との連携・協働:

活動地域のニーズや特性を充分把握し、住民、コミュニティ、パートナーと 連携・協働して、問題の解決・改善に取り組んでいること。

特に被災した地域における、地球環境に配慮した持続可能な社会の復興・再生を行う活動(復興案件)については、地域の特性に十分留意した活動であることを重視します。

④ 活動の持続性・発展性:

助成をきっかけとして、地球環境の保全、改善に資する活動の継続的展開が 期待されること。

⑤ 活動地域および参加者の拡がり:

助成案件の活動、成果により地球環境の保全、改善の活動に人的、地域的な 拡がりが期待されること。

⑥ 活動の実効性:

事業計画、手法等の観点から、着実、かつ実効性ある活動の遂行が期待されること。

⑦ 予算設計の妥当性:

活動の遂行上、適切、的確な予算計上がなされていること。

⑧ 組織の案件推進能力:

実施主体が当該活動の遂行に十分な能力を持つと考えられること。

#### 2.5 非対象案件

下記のような案件は対象外とします。

- ① 純粋な営利活動(環境ビジネス)
- ② 政治的・宗教的な活動
- ③ 申請団体が実施主体ではない活動
- ④ 他の団体・個人への助成を行う活動
- ⑤ 特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる活動
- ⑥ 既に本基金から助成を受けている活動
- ⑦ 申請団体の会員・構成員の大半が企業で、それら企業が属する業界の振興のため の活動

## 3. 助成期間

2013年10月より3年以内とし、この期間を対象として1年単位で助成契約を締結致します。

#### 4. 助成金

#### 4.1 1件あたりの助成金額

1 案件あたりの助成金額の上限は設定しません。但し、当該案件を効率的に実施するために必要な金額の範囲内とします。

## 4.2 助成の対象となる費用

以下の費用を助成の対象とします。

人件費 (下記 4.3 参照) 旅費・交通費・宿泊費

機械 • 物品購入費 業務委託費

借料·会議費·通信費·印刷費 その他

なお、上記に関連した留意点は、下記①~③のとおりです。

#### ① 業務委託費 (第三者への委託)

当該活動の一部を第三者に委託する場合は、申請書の「実施体制」の欄に具体的な委託内容も含め明記してください。当該個所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、改めて当社の承認を得る必要があります。

業務委託費の1件当たりの金額が年間100万円を超える場合は、会計報告の際に、 業務委託費の内訳が分かる資料を提出して頂きます。

#### ② 費目の内訳の記載

「消耗品」「事務用品」は、助成が決定した際に、内訳を明記していただきます。

#### ③ 一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、年間予算総額の 10%を上限として申請して下さい。(「その他」の費目に記載してください。)

#### 4.3 助成の対象とならない費用

申請団体が大学、高等専門学校の場合、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成対象外とします。但し、アルバイト、ポストドクター等の人件費は助成の対象とします。

その他の団体は、常勤・非常勤を問わず、申請案件に関わる人件費(事務局人件費を含む)を助成の対象とします。なお、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法 法人であっても、行政の外郭団体等については、人件費は助成対象外とします。

## 4.4 自己資金比率

申請団体が、特定非営利活動法人(NPO法人)及び一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法法人の場合、案件の総支出額に占める自己資金の比率が20%以上であるものを対象とします。

申請団体が大学、高等専門学校の場合は、当該団体に所属する常勤職員の人件費を助成の対象外とすることから、自己資金は不要です。

なお、自己資金とは、自主事業の収入、会費・寄付金、他の助成金・補助金等とします。 但し、助成金・補助金については、本基金の申請時点で取得が確定しているもののみとします(申請段階であり取得が確実でないものや、金額が確定していないものは不可)。

#### 4.5 助成金支払い時期

- ① 6.1 に記載する助成契約締結後、初年度分(助成開始時期から2014年9月まで)の 助成金を支払います。
- ② 複数年に亘る案件については、2年度以降の助成金を各年度の10月末日までに支払います。

## 5. 報告の義務

#### 5.1 進捗報告

複数年に亘る助成の場合は、2014年4月末日を第1回目として、以降6ヶ月毎に所定の様式で案件の「進捗報告書」を提出して頂きます。助成期間が1年の場合は、進捗報告書を1回提出して頂きます。

助成終了時の進捗報告書は5.3に記載の「最終報告書」を以ってこれに代えます。

#### 5.2 会計報告

2014年4月末日を第1回目として、以降6ヶ月毎に所定の様式で案件の「会計報告書」を提出して頂きます。

#### 5.3 最終報告

助成終了後に所定の書式にて「最終報告書」及び「終了時自己評価シート」等を提出して頂きます。

また、助成案件の成果や課題を確認し、助成後の活動の発展及び本基金の活動助成プログラムの改善に活かすことを目的に、当社が選択する一部の案件について助成期間終了後に実査を伴う「助成終了時評価」を実施する場合があります。

#### 5.4 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させていただく場合があります。

#### 6. その他

#### 6.1 助成契約の締結

助成を受ける団体は、上記条件を含む助成契約を当社と締結して頂きます(当社所定の契約書にて締結頂きます。)。なお、契約主体は、申請代表者が所属する団体とします。(契約期間は、3. に記載の通り助成期間全体を対象とします。)

#### 6.2 成果の公表

助成案件の成果は三井物産ホームページ等で公表する場合があります。また、本基金の 発表会や講演会等で発表をお願いする場合があります。

#### 6.3 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体には、当該団体のホームページ、ニュースレター、会報等を通して、 助成案件の推進及びその成果を広く社会に発信して頂きます。対外公表する際には、本基 金から助成を受けた旨を明示して頂きます。

助成を受けた活動の成果に係る特許や著作権等の知的財産権は、申請者に帰属します。

当社がそのような権利を主張することはありません。

## 6.4 中間支援

当社は、本基金の助成案件の成果を高めることを目的に、事務局が選定する一部の助成 案件を対象に、助成期間中、専門家などによる案件推進に関するアドバイスなどを中間支 援として実施することがあります。

#### 6.5 助成団体交流会

当社は、本基金の助成を受けた団体が相互に情報共有やネットワーク作りを行い、活動の成果を高めて頂くことを目的に、毎年「三井物産環境基金 助成団体交流会」を開催していますので、積極的なご参加をお願い致します。

## 7. 選定方法

#### 7.1 選定プロセス

案件の選定は、社外専門家と当社役職員による1次審査および案件選定会議による審査、 ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

#### 7.2 選定結果の通知・開示

- ① 最終的な選定結果は、2013年9月中に、申請代表者にご連絡します。
- ② 選定された案件は、三井物産ホームページで公表します。 なお、今回選定に至らない案件に関しては、次回の再応募を妨げません。

#### 7.3 助成終了後に再申請された案件の選定

申請団体が、すでに本基金から助成を受けた実績があり、当該助成案件が上記 5.3 に記載の「助成終了時評価」を受けている場合は、その結果を選定の参考とします。

## 8. 応募手続き

#### 8.1 応募締切

## 2013年6月15日(土)

消印または宅配便受付印有効。 直接の持込やバイク便は受け付けません。

## 8.2 申請書類

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、三井物産ホームページ http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/index.html からダウンロードしてください。

#### 【提出資料】

申請団体(申請代表者)提出資料及び必要部数		NPO法人等* (大学、高等 朝門校以 外)	大学 高等専門学校	
①申請書類 (紙媒体)				
申請書[1]_概要・予算 (エクセル)	3 部	0	$\circ$	
申請書[2]_活動内容詳細(ワード)	3 部			
②電子ファイル	1 部	ß	0	
申請書[1]_概要・予算 (エクセル)				
申請書[2]_活動内容詳細(ワード)				
アンケート				
③団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約、	2 部	0	不要	
団体パンフレット				
④役員会など、団体の意思決定機関の名簿	2 部	0	不要	
⑤財務関連書類3年分				
決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類。 法人格取得から3年未満の団体は、提出できる範囲で可。 但し、3年間の活動実績を裏付ける資料をご提出下さい。 (復興案件の場合には提出できる範囲で可)	2 部	0	不要	
⑥送り状	1 部	0	0	

- ※特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法法人
  - 注) ①申請書類(紙媒体)
    - ※ 申請書[1]の団体代表者印には、原則として公印を押印してください。
    - ※ A4 片面・白黒印刷の上、申請書[1] [2]をひとまとめにし、3 部 (原本及び写し 2 部) 提出してください。1 部ずつクリップ等を使用してまとめ、ホチキスどめ はしないで下さい。
  - 注)②電子ファイル
    - ※ 上記①の<u>申請書[1]、申請書[2]、アンケート</u>を、CD-R等の電子記憶媒体に保存 し、同封してください。申請書[1][2]の内容は必ず紙媒体と同一としてくださ

い。但し、電子ファイル版申請書への捺印は不要です。

- ※ 申請書[1] \_概要・予算はエクセルファイル、申請書[2]\_活動内容詳細はワードファイルのまま保存してください。PDFファイル等への変換はしないでください。なお、Office2007以降で作成された場合は、Office2003以下と互換性のある形式(xls または doc ファイル)で保存してください。
- ※ アンケートについては、電子ファイルのみの提出で結構です。

#### 8.3 申請書類に関する注意事項

- ① 申請書類は書面で郵送あるいは宅配便による提出のみ受付けます。(<u>電子メールで</u>の送付、バイク便や直接の持ち込みは受付けません。)
- ② 申請書は片面印刷としてください。クリップ等を使用し、ホチキスどめはしないでください。 ください。 また、白黒印刷でも認識できるようにしてください。申請書以外の書類は、その限りではありません。
- ③ 提出頂いた申請書類は返却致しません。また、一度提出頂いた申請書の差し替えはできません。
- ④ 必要に応じて、団体概要を示す資料などの提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 提出資料に不足がある場合には、申請を受け付けません。また、申請書の記入漏れ 等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。
- ⑥ 締切日以降の受付は、一切いたしません。

## 8.4 申請書類の提出先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1

三井物産株式会社 環境·社会貢献部

環境基金 「2013 年度活動助成」係

#### 8.5 お問い合わせ先

電 話 : 03-6705-6156

メール : 13MBK-KankyokikinTKVCF@mitsui.com

#### 8.6 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

① 個人情報の利用目的

申請者から当社に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で利用いたします。

• 助成案件の選定および助成実施のため

- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

#### ② 個人情報の提供

当社は、申請者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申請者より提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

#### ③ 個人情報の預託

当社は、上記①の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

④ 提供内容の開示、訂正および利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第 三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確 認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。 詳細は上記 8.5 三井物産環境基金事務局までお問い合せください。

以上